

平成28年度第9回南関町農業委員会会議録

平成28年11月10日(木)
午後1時30分開会
南関町役場議員控室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君
5. 議 事
第26号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第27号議案 買受適格証明(耕作目的)について
第28号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 枡村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成28年度第9回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。ただいまから平成28年度の第9回総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めたいと思います。今日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を8番、田崎委員さん、よろしく願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。また雨で今年は霜時期になって、雨が終わったということで、大変稲刈りにご苦労されたかと思います。それぞれあらかたもう済んでいるところでございまして、安心するところでございます。

また、早いものでございまして、今年もあと50日で終わりでございまして、何かとお忙しいかと、本日はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先々日、会長と事務局長の合同会議がございまして、その中に出席しましたところ、今年度移行した新農業委員さんのところは、19億6,000万かの予算を組んで、活動したところには6,000円の手当をやるということになったようでございます。この内容が担い手の農地の集約と集積・集約の推進、遊休農地の発生防止と解消活動、農地中山間機構との連携活動、新規参入の促進活動あたりで、いろいろにあってあれがくるようございまして、月に1人6,000円ということでございます。それもこういうことをしなければ、なかなかできないということで、またそのあとでちょっと説明あろうかと思いますが、そういうことをするためには、1人ばらばらではなかなかできない。全部でも適正化委員さんと両方で合わせて全部1カ所にまわってもどうかということでもございまして、今後、適正化推進委員ということを各校区ごとに結成して、その中で活動をしてもらうなら

と考えているところがございます。地区農地利用最適化実践チームとしてあります
ですね。そういうことで4班に分けてやろうかという、ちょっとこのあいだ打ち合
わせをしたところがございます、今度の12月の農業委員会ではそういう方向で
皆さん方をお願いするかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速会議に入らせていただきたいと思います。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、杢村
会長をお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。
また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますよう
お願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、審議に入ります前に議事録署名者の指名をいたし
ます。今回は、7番、荒木委員、8番、田崎委員を指名いたします。よろしくお願
いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、早速審議に入りたいと思います。

第26号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と
いたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第26号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請につ
いてご説明いたします。

1番、2番は同じ申請であります。受付日、平成28年10月25日、申請番号
128号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、交換
による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（杢村 公正君） はい、ありがとうございました。

この件につきましては、前回だったですか、この総会の中に提案されたやつでご
ざいまして、○○○の横で、あそこ○○○さんと○○○さんと交換するということ
でございます。

何かございませんでしょうか。

○5番(原 靖君) はい。現地に、11月2日に私、それと矢野委員と中河原さんと事務局4名で行きました。

当日は、〇〇〇さん本人もおられて、お話をお聞きし、家の前のほうに畑を持ってくるために交換するというので、何も問題ないと思います。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(松村 公正君) どうも失礼しました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。ここで、ご意見、ご質問を承りたいと思います。何かございませんでしょうか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、第26号議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、26号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第27号議案、「農地法第3条1項の規定による買受適格証明について」を議題といたします。

今回の申請は、5番、原委員を申請人とする案件も含まれておりますので、南関町農業委員会規則第10条の議案参与の制限に該当するため、当該番号127号以外の申請を先に審議の上、許可の可否を判断し、その後、原委員にはいったん会議室より退室をお願いいたしまして、議案審議を行うことにいたします。よろしく願いいたします。

それでは、事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局より説明申し上げます。

第27号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の買受適格証明願についてご説明いたします。

1番、受付日、平成28年10月24日、申請番号124号。申請人、土地の所在、公売の日時等については記載のとおりです。

2番、受付日、平成28年10月24日、申請番号125号。申請人、土地の所在、公売の日時等については記載のとおりです。

3番、受付日、平成28年10月25日、申請番号126号。申請人、土地の所在、公売の日時等については記載のとおりです。

4番、受付日、平成28年10月25日、申請番号127号。申請人、土地の所在、公売の日時等については記載のとおりです。

3番、4番は同じ物件に対しての申請になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、第27号議案は、農地法第3条第1項の規定による許可申請4件でございます。

ただいま説明に関連して現地調査に出向されました委員様からの補足説明をお願いいたします。

まず、6番委員、山本委員。

○6番（**山本 精武君**） はい、6番委員の山本です。11月2日に事務局と推進委員の前川さんと3人で行ってきました。

場所は、〇〇〇から信号がありますけども、そこから南へ向かってゴルフ場へ行く町道です。町道沿いです。ここの右から見えてますけども、ここは〇〇〇の一番奥の家ですかね。すぐ横にお寺さんがありまして、〇〇〇というのがありますけども、そのすぐ道下になります。ちょっと見た感じはきれいにしてますけども、現地は4～5年、荒れ放題で泡立草が茂ってました。この町道から下の田んぼが高さが約4mぐらいあると思います。一番上の田んぼで。これ3枚あるんですけども、申受人、申請者の人が上の広いところの田んぼば3枚見えていますけども、その人がこの申請人の持ち主の人で。隣が下から荒れてきよるけん、なんか手を挙げたというふうな話をちょっと聞き行ったところ話をされましたけども、私とすれば本人さんが80歳の高齢なんです。それで「どうですか」って尋ねたところ、「下から蔓んあがってくるけん、どがんとせなと思とったい」ということは聞いてきました。ここは通れる道がなくて、今まで下のほうのちょっと白ぼく見えますけど、これは水路だと思いますけども、このところから耕運機ば降ろす道ぐらいしかなかったと。それで、上のほうの広い田んぼの一番奥から降りる道をつくろうと思うとという計画は聞いてきました。

そういうことですので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

続きまして、1番委員、松本委員、お願いいたします。

○1番（**松本 泰典君**） はい、1番の松本です。先日、現地の確認、行ってまいりました。

現地は、今回の圃場整備には区域内に入っておりません。それで、隣接の田んぼの方が今回の買受人の方です。それで、これは兄弟です。はっきり言って。それと、水が上のほうからしかないわけです。下の田んぼだけで耕作ちゅうことは無理なところがあります。現在は、田んぼとしてはまだできないと思います。少し工事を整地かなんかせんと田んぼにはならないと思います。特に兄弟だから問題はないと思いますけど、よろしく願いしときます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番、矢野委員さん。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。失礼します。7日に事務局と中河原推進委員と3人で現地へ確認に行きました。

場所は、南関春富線の〇〇〇と萩の谷のちょうど中間の県道沿いの真横になります。隣はどちらも東西には現在も耕作してある、今、田んぼ作ってありますが、もう収穫してありますが、そのあいだに挟まっている、こら十数年耕作はしてなく、現在はなんか遊休地で雑草がかなり繁っておりました。用排水路のほうは問題ないと思いますが、このままではあれやけんが、遊休地解消にもなると思いますが、審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。ここで120番以外に対しての質問、質疑をお受けしたいと思います。

○9番（北原 照代君） 質問、いいですか。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。3番の〇〇〇の方ですけれど、これは適格証明、見るのは、その耕作面積とか、ポイント。

○事務局（上田 賢君） すみません、基本的には農地法の3条の許可ができるかどうかというところで、面積要件のところとあとは本人さん、すみません、申請書のほうはこちらにあるんですけども、申請書の中身で許可相当であるか、農業をされるのかどうかとか、農業機械等の所有状況はどうかとかというのを、すみません、審議しなければいけません、この方についてはその分は達成しておりますので、今回総会のほうに上げさせていただいております。あとは、実際耕作が可能なところなのかというところが考えていただくところが必要かなと思います。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。ほかにございせんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、第27号議案は、申請番号127号以外の議案以外は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、27号議案、申請番号127号以外は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、5番、原委員さんに関する審議を行いますので、原委員さんは暫時退席をお願いしたいと思います。

（原委員 退席）

○議長（松村 公正君） 現地調査に出向かれました委員さんからの補足説明は、4番委員さんよりありましたので、省略いたします。127番についての何か質問ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。
第27号議案の申請番号127は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。
異議なしと認め、27号議案の申請番号127号は原案のとおり決定いたしました。

（原委員 着席）

○議長（松村 公正君） 続きまして、第28号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第28号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は、すべて中間管理機構の特例事業となります。

1番から3番は同一の申請になります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は1,848㎡です。

次に、4番ですが、この4番については譲渡人が亡くなられたため、今回、取り下げになっています。

次に、5番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は614㎡です。

次に、6番、7番は同一の申請となり、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は3,012㎡です。

事務局からの説明は以上になります。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第28号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積3件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問ございませんか。

ただいま説明がありましたように4番は、先日、2～3日前、亡くなられたということで、これはまた後ほどになるかと思えます。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） その4番の件ですけど、取り下げということになると、現在、区画整備工事入るとるわけですね。その点、どがんなつですか。

- 議長（松村 公正君） そのあたりが早めにするけん、言うなら相続登記ばしてもろて、子どもさんかなんか、奥さんかにしてもろて、さっさなんいかんかもしれんばってんが、次期の総会に。
- 1番（松本 泰典君） 換地配分も終わっとるわけですよ。この分、含めたところで。これがもしも売買が不成立となった場合は、その換地配分からやり直さなんごたるわけですよ。
- 事務局（上田 賢君） 正直、恐らくその換地のほうに関しては、今後土地改良区等と換地委員さんのほうで、だめになった場合は考えていただかなきゃいけないところになるかなと思います。あくまでもこちらで審議できるのは、その審議が適正かどうかということ。
- 1番（松本 泰典君） 農業委員会ではそれはあればってん、換地配分までは余談かもしれんばってん。
- 事務局（上田 賢君） というところは出てくるので、その場合には、その農地の集積とかの関係でもしかしたら農業委員さんのほうにも一緒に立ち会っていただいとお話ば入らなるときは出てくるかもしれませんが、今のところはちょっとなんとも言えない状態です。これが、一応手続きとして総会完了で公告まで終わったあとに亡くなられた場合にはこのまんま手続きが進めることができたんですけども、総会にかける前の、公告前に亡くなられたものですから、今回は取り下げということになったという経緯になります。
- 1番（松本 泰典君） これは買う人の決まっとるでしょう。
- 事務局（上田 賢君） はい。
- 1番（松本 泰典君） その人のこら換地配分が決まっとるわけですよ。
- 議長（松村 公正君） そりゃ、そげんでっしょなあ。
- 1番（松本 泰典君） この分の売買がでけんってなっと、この田んぼちゅうとは宙に浮いた形になるわけですよ。その区画整備もでけんごとなる。その周辺ちゅうか。現在、工事着工しよっとですよ。それは土地改良の判断でどがんか考えてもらわなでけん。
- 事務局（上田 賢君） ところです。
- 1番（松本 泰典君） 問題だとは思うばってん。
- 事務局（上田 賢君） ですね。
- 議長（松村 公正君） こしこ来とっとやけん、奥さんのでけんて言いなはることはなかろうと思うばってんがな。わからんとはわからんもんな、そりゃ。
- 副会長（竹島 久利君） 後継者はおらん。
- 議長（松村 公正君） いや、知らん。

- 1番（松本 泰典君） 後継者はおらん。
- 事務局（上田 賢君） いや、すみません、世帯の確認はしとらんばってん、おらっさんとじゃないですか。
- 1番（松本 泰典君） 奥さんなあんなはる。
- 議長（松村 公正君） そりゃ、奥さんが一番手っ取りばやかとは手っ取りばやかた。そして、すぐ相続ばしてもろて、そっじゃけんこちらもどがん扱われんけんな。その。
- 事務局（上田 賢君） ですね。
- 議長（松村 公正君） 工事の関係があるばってんが。
- 事務局（上田 賢君） 今回、総会にかけることができないという旨は、土地改良区のほうには申し伝えをしておりますので、あちらのほうで手続きとか、今後の動きとかは考えられているもんだと思っています。
- 議長（松村 公正君） あと2～3日頑張ってもろうとよかったばってんな。
- 1番（松本 泰典君） わかりました。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんか。
(ありませんの声)
- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。
第28号議案は、原案のとおり採決することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。
異議なしと認め、第28号議案は原案のとおり承認されました。
-----○-----

6. その他

- 議長（松村 公正君） 続きまして、その他の報告事項でございます。事務局より何かございましたら、お願いしたいと思います。
- 事務局（上田 賢君） はい。そしたら、事務局より以下、内容というか、説明をさせていただきますことが1件ございます。
先ほど、会長が挨拶の中で申されましたチーム編成の件です。新制度に移行した農業委員会については、それぞれ地区ごとにチーム編成をして、それぞれ内容を推進していただくというのがあります。内容については、先ほど会長のほうからの挨拶にもありました農地の集約・集積、新規の就農者の開拓と農業法人とかの推進とか、そういったものになっていて、それぞれ農業委員さんと推進委員さんのほうでチームを編成していただいて、チームリーダー等をつくっていただくような形になります。

素案については、次の総会までに事務局のほうで作成をいたしまして、そのあと、ちょっとそういった内容をご相談させていただければと思っております。また詳しいことは、次の総会の際に推進委員さんを入れたところで、ご説明をさせていただければと思っています。

事務局からは以上です。

○議長（松村 公正君） この件につきましても、県内でかなりなっておりますが、今年度早いところでチーム編成も終わったところが数カ所あるようでございます。

○5番（原 靖君） 質問していいですか。

○議長（松村 公正君） はい。

○5番（原 靖君） 具体的にはどういうふう、後継者の育成という。

○事務局（上田 賢君） 後継者の育成というか、例えば新規で就農されているけれども、まだ認定農業者になってられない方とか、もしくは新規就農者っていったって、満年齢40歳ですかね、45歳だったか、町の基本構想というものに決めてあるんですけれども、それに該当する人が就農されるときに就農支援だとか、例えばその方が持つておられる圃場の近くの農地の貸し借りの推進とか、その仲介に入っていたりとか、そういったところとあと遊休農地の解消というところで、例えば全然だめなところというのは当然山あいにあるかと思いますが、例えば農地の真ん中にあるところについては、貸し借りのほうのあいだを取り持ってもらうとか、そういったところのところを実働として動いていただくような形になる予定です。

特に農地の集積が担い手というふうに決められておって、この担い手というのはどういったものかについての資料は、今度またご用意させていただこうと思っておりますけれども、今決めてあるのが、認定農業者と集落営農組織、そして今さっき申し上げた新規就農者と基本構想水準到達者と言って、認定農業者並に作られているけど、認定農業者になってない方、等々が担い手というふうに挙げられております。この方たちに対しての農地の集約・集積というのが一応国の目標としているところになりますので、その方たちの名簿等もまたご用意しなければならないかなと思っております。

○1番（松本 泰典君） 新規就農者ってというのは、年齢制限、あるいはその上限かなんかあるわけでしょう。

○事務局（上田 賢君） はい、新規就農。

○副会長（竹島 久利君） 45歳まで。

○事務局（上田 賢君） 45歳まで。

○1番（松本 泰典君） 45歳まで。それでないとでけんわけ。

○副会長（竹島 久利君） はい。

- 事務局（上田 賢君） その以上の方については、認定農業者になっていただくとか。
- 1番（松本 泰典君） いや、例えば遠方について定年で、例えば60前ぐらいで辞めて帰って来られて、農業を新規に始められる、そら新規就農者じゃないわけたい、なら。
- 事務局（上田 賢君） ニュアンスというか、すみません、感覚的には新規に就農される方なんであれなんですけど、一応新規就農者の定義というのが基本構想というのに定めてあるので、それに該当する人はこちらの新規就農者で、という扱いを今回、担い手に関しては、する必要がありますので、新規の就農者と新規就農者の違い。
- 議長（松村 公正君） あれが、補助金とかの関係ですね。
- 6番（山本 精武君） 補助金関係があっけん。
- 議長（松村 公正君） そういうことのごたるですね。
- 事務局（上田 賢君） 給付金等々もありますので、その。
- 1番（松本 泰典君） おどげんところの部落にな、去年、58だったかな、定年で辞めて帰って来とらず。今までは親父さんがしよんなはったところを引き受けて、また増やして農業ばしよるばってん、あぎゃんとは新規就農にはならんわけたい。対象として。
- 事務局（上田 賢君） 新規就農にはなるけど、今回のこの担い手の集積の担い手ていうところの中の新規就農者には該当しないていう。
- 1番（松本 泰典君） なんで。担い手ではあるわけやろ。後継者になるわけでしょうが。
- 事務局（上田 賢君） なんでと言われると。基本構想の定義からはずれとるけんとか、すみません、言われんです。
- 1番（松本 泰典君） ただ年齢が違うだけんちゅうこったい。
- 事務局（上田 賢君） です、です。
- 5番（原 靖君） でも、南関町のほうの農業者は、若いその45歳ぐらい人たちに帰って来てもらってっていうのはなかなか厳しいけど、定年退職で福岡とか、大阪とかおって帰ってくるというのは、まだ実現できるというか、現実的に。
- 事務局（上田 賢君） 現実的になんですね、それは。
- 5番（原 靖君） 非常にまだ親たちも面倒みらないかん、帰って来たら基盤はあるわけだし、機械もあるわけだけん、すぐ就農できるけど。
- 事務局（上田 賢君） そこは。
- 5番（原 靖君） ちょっとなんか基準を町だけでつくと。
- 議長（松村 公正君） だけん、そういう人たちは認定農家の資格ば取ってもろて、

そっちのほうから押していかなとしょんなかですよ。

○5番(原 靖君) 認定農家のほうからですね。

○1番(松本 泰典君) なんかのメリットありややるあれがあらうと思うばってん、なんもなければ。

○議長(松村 公正君) 認定農家になれば、町からでん、農機具買うとに最高40万の補助はつくるしですね。それとの。

○6番(山本 精武君) いや、その一概にそう言うけども、その枠があるけんですね。40万の希望者が多ければ、当たらんのが一杯おつとですよ。当たけんが、そこ言われるとちょっと認定農業者も善し悪しっていうか。善し悪しと言うとでけんですけど。

○議長(松村 公正君) ばってんそっちのほうしかしょんなかわけですよ。

○6番(山本 精武君) しかしそりゃ、一応枠は設けて、40万最高ってありますけども、結局、町のそん補助金が例えば500万、500万あるとするなら、上限、ただ40万もやらすわけじゃなかけんですね。・・・。

○副会長(竹島 久利君) その40万は機械、コンバインとか、トラクターとか。

○6番(山本 精武君) 今、人間の増えたけん、希望者が多うなって。

○副会長(竹島 久利君) 軽トラックとかそういう機械あたりは20万、10万って。

○6番(山本 精武君) そりゃもちろん。対象者にはなつとるけどね、なかなか厳しかです。

○副会長(竹島 久利君) ランクがありますもんね。

○議長(松村 公正君) そすと、こないだ農業新聞ば読みよつたところが、今後、農地中間管理機構が全部引き受けて、基盤整備をする場合は、地元負担なしということで行きよごたるですもんね。

○6番(山本 精武君) それはよかこつばいな。

○議長(松村 公正君) そるけんそれあたりは担い手に全部貸さなんとかなんか、作りよつた人が自分のもんなまた借って、とって作ってよかかはわからんばってんが、そういうこともできるという。私たちげん、やっぱなかなか今になって年寄りでやっぱ七十、八十になって、金出してまでという人がおんなはるけんが、やっぱそぎゃんなつてくれば、そういうのを利用してすればかなり進むかなて。まだ40%ぐらいじゃろ。南関町の基盤整備率は。

○事務局長(寺本 藤雄君) 40ちょっとです。

○議長(松村 公正君) そすと、こういうとの対象になって、それが全部担い手さんに行くかなんかはわからんばってんが、そういうことになればかなりよかて思うとですたいね。そつでなければ、ますますこらこの辺な荒れてしまうと思うとですよ。

○5番（原 靖君） それは、もちろんそうです。

○1番（松本 泰典君） ばってんですたい、私んとこの部落のことば言うと悪かばってん、担い手ちゅうとは定年退職して2～3年ぐらいの人が何人かおるわけです。その人が担い手だけんな。はっきり言って。早い話が60前後の人が担い手なんです。現状だけん。そっで、その40てろん、なんてろんて言うよりも絶対まずおらんもん。

○議長（松村 公正君） 私げには七十、八十が主流ですけん、だいぶんここになって辞める人が多かっですよ。だけん、今、〇〇〇さんが上から下から上がってもらえば、〇〇〇さんが上がってもらえば、〇〇〇くんがこっちゃん来てもらえば、そすと〇〇〇さんが、末豊永のもんないっちゃんおらんとですよ。よそにお願いしてです。

○6番（山本 精武君） いや、それが区画整備ができたけん、それがあるとですよ。それが恩恵を受けてるというです。

○事務局（上田 賢君） 今後の方向として、一応国のほうとしては、認定農業者等、農業者年金の絡みがあると思うんですけども、一応、一応ですよ、もう一回言いますよ、一応ですよ、65歳には経営を移譲していただいて、若手のほうの農業者のほうに移譲してもらって、そのあと若い人に移譲すれば、そのあとの先が長いので、そのあと農地の担い手になってくれる期間が長いというのが一応目標となっているようです。ただ、現実問題として、先ほど会長がおっしゃったように主の年齢層はどこなのかとか、松本委員さんからあったように定年されたところの人たちが就農されて、その方たちがあるいは就農していただくのかというお話があったようになかなか南関町は高齢化が進んでおりますので、若い人だけをお願いをするというのはなかなか難しいというところもあって、集落営農の推進というのがどうしてもやっぱり必要になってくるかなと思います。ご自身だけで機械を持って、どうこうというのはなかなか現実としては厳しいので、集落で機械をおもやいで使うとか、集落で営農組織を作って、作業を分けていただいたりして、してもらおうというほうの推進が必要になってくるかなと思います。そういったところで、今、経済課のほうで12月9日に集落営農に関する研修会を一応予定しているそうですが、講師の方がちょっと体調を崩されたということで、もしかしたら延期になるかもしれませんが、そういったところへのちょっとご参加もお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（松村 公正君） ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、処理させていただくことにいたします。

本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして第9回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時6分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人